

令和３年度第１回 福岡市こども・子育て審議会

会 議 録

日 時 令和３年11月30日（火）１３時３０分

場 所 TKPガーデンシティPREMIUM
天神スカイホール（メインホールA）

令和３年度福岡市こども・子育て審議会

〔令和３年11月30日（火）〕

開 会

開会

○事務局 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

皆様、本日は大変お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。

ただいまから、令和３年度福岡市こども・子育て審議会を開催させていただきます。

本日の進行を務めさせていただきます、福岡市こども未来局こども部長でございます。
よろしくお願いいたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインを併用しての会議となっております。恐れ入りますが、御発言の際には、オンライン参加の委員にも伝わるよう、お名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。また、換気のため、ドアを開放したまま実施させていただきますことを御了承ください。

本審議会については、福岡市こども・子育て審議会条例第６条第３項の規定において、委員の２分の１以上の出席が必要となっております。

本審議会の委員33名のうち、本日は28名の皆様に御出席いただいております、本日の会議は成立いたしますことを御報告させていただきます。

なお、本日の会議は、福岡市情報公開条例に基づき公開にて開催いたしますので、御了承ください。

まず、会議資料の確認をさせていただきます。

お手元にお配りしている会議次第、委員名簿、会場席図、議題等に関連する資料として、資料１－１「第５次福岡市子ども総合計画」実施状況の点検・評価について、資料１－２「第５次福岡市子ども総合計画」施策別進捗状況・自己評価一覧、資料１－３「第５次福岡市子ども総合計画」施策別進捗状況・自己評価（個票）、資料１－４「第５次福岡市子ども総合計画」における関連指標の状況、資料２、若者の支援体制づくり、資料３、専門部会の開催状況についてでございます。以上、資料が多く大変恐縮でございますが、不足等がありましたら、事務局まで挙手にてお知らせください。

よろしいでしょうか。

なお、皆様の机には「第５次」福岡市子ども総合計画の冊子も、御参考までにお配りしております。御不要な方は、会議終了後、机の上に置いたままお帰りにください。

それでは、開会に当たりまして、こども未来局長より一言御挨拶申し上げます。

○事務局 皆様、こんにちは。福岡市こども未来局長でございます。

皆様には、このたび、福岡市こども・子育て審議会委員に御就任いただき、厚くお礼申し上げます。

また、本日は、お忙しい中、また、お足元の悪い中、また、オンラインでも御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日頃から、様々な分野で、子どもたちの健やかな成長のために、御尽力を賜り、この場をお借りいたしまして深く感謝申し上げます。

本日は、「第5次福岡市子ども総合計画」の実施状況に関する点検・評価と困難な状況にある若者の支援体制づくりなどについて、報告させていただく予定としております。

委員の皆様には、御審議を通して忌憚のない御意見をいただきたいと考えておりますので、2時間と長時間にわたる審議になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

これからも、「すべての子どもが夢を描けるまち福岡」を目指して、こども行政に取り組んでまいります。皆様のお力添えを賜りますよう、重ねてお願い申し上げ、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

議題

(1) 「第5次福岡市子ども総合計画」実施状況の点検・評価について

○事務局 それでは、福岡市こども・子育て審議会条例第6条第1項の規定に基づき、委員長に、ここからの会議の進行をお願いいたします。

恐れ入りますが、委員長、副委員長に一言御挨拶をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長 前回に引き続き、議事の進行をさせていただきます。実り多い会議にするため、皆様の御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

○副委員長 皆様、こんにちは。本日は委員長をサポートして、議事進行がスムーズになりますように寄与したいと思います。皆様、御協力よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、議事に入らせていただきます。

本日は、お手元の会議次第にありますとおり、議題として、「第5次福岡市子ども総合計画」実施状況の点検・評価の方法についての審議、そしてもう一つは、「若者の支援体制づくり」と「専門部会の開催状況」についての報告を予定しており、円滑に議事を進行していきたいと考えております。

限られた時間で多くの皆様に御発言いただきたいと思いますので、御質問や御意見は

できる限り簡潔に御発言をいただき、事務局からの説明についても、分かりやすく簡潔にお願いします。

それでは、議題（１）「第５次福岡市子ども総合計画」実施状況の点検・評価に入らせていただきます。

事務局より、説明をお願いします。

○事務局　こども未来局総務企画課長でございます。

議題（１）「第５次福岡市子ども総合計画」実施状況の点検・評価について、お手元にお配りしております資料に基づき、説明をさせていただきます。

まず資料１－１「第５次福岡市子ども総合計画実施状況の点検・評価について」を御覧ください。

この資料につきましては、令和２年11月に開催いたしました「こども・子育て審議会総会」においてお諮りし、決定いただいたものでございますが、新たに御就任いただきました委員もいらっしゃいますので、改めてその内容を確認させていただければと思います。

まず「１ 点検・評価の考え方」でございます。

「第５次福岡市子ども総合計画」につきましては、毎年度、施策の実施状況などを取りまとめ、審議会に報告し、点検・評価を行うこととしております。

また、審議の内容、点検・評価の結果につきましては、市のホームページで公表いたします。

次に「２ 実施方法」について御説明いたします。

まず、点検・評価を行う項目につきましては、計画の目標１から目標３のそれぞれに掲げる施策ごとに実施することといたしております。

裏面を御覧ください。

「３ 点検・評価の視点」についてございますが、市におきまして施策ごとに事業の実績を取りまとめ、進捗状況の自己評価を「順調」「おおむね順調」「やや遅れている」「遅れている」の４段階で行っており、審議会において点検・評価を行っていただくこととしております。

これから説明いたします資料につきましては、施策ごとに令和２年度の事業の実績を取りまとめ、市において進捗状況の自己評価を行ったものをＡ３版横長の資料１－２、施策別進捗状況・自己評価一覧及び施策別のより詳細な資料をＡ４版縦長の資料１－３の個票として取りまとめたものでございます。

それではＡ３版資料１－２「第５次福岡市子ども総合計画実施状況の点検・評価について」について説明させていただきます。

この資料につきましては、計画における施策項目の順に記載しておりまして、左から「施策の概要」「施策の進捗状況」「自己評価」を記載しております。

「施策の進捗状況」については、昨年度の審議会で「コロナの影響を踏まえた市民に分かりやすい記載を」という御意見をいただき、※印で「コロナの影響を踏まえた施策への対応」を記載しております。

時間の関係もございますので、資料１－３の個票の説明は省略させていただきますが、よろしければ適宜御参照いただきながらお聞きいただければと思います。

それでは、資料１枚目の目標１の「安心して生み育てられる環境づくり」から説明いたします。

まず施策１「母と子の心と体の健康づくり」につきましては、母親と子どもの心と体の健康を守るため、妊娠・出産期から、切れ目のない支援を行うとともに、育児不安が強い出産後の早期の支援などにより、母子保健施策の充実を図るとともに、不妊・不育に悩む方への支援に取り組むこととしております。

進捗状況につきましては、妊婦健康診査の公費助成や、乳幼児健診、新生児を対象とした聴覚検査の公費負担を引き続き実施するとともに、新たに、産婦に対する健康診査を実施し、不育症の検査・治療に対する助成を行ったところでございます。

また、コロナの状況を踏まえ、４か月児、１歳６か月児の健診について、集団健診から個別健診へ暫定的に変更を行い、母子保健訪問指導については、家庭訪問数は減少いたしました。電話による保健指導で対応したところであり、自己評価といたしましては、「おおむね順調」としたところでございます。

施策２「幼児教育・保育の充実」につきましては、質の高い教育・保育の確実な提供に向けた体制の確保や、多様な保育サービスの一層の充実に取り組むこととしております。

進捗状況につきましては、多様な手法による保育の受皿確保や、保育士に対する家賃助成など保育士等確保のための施策に取り組むとともに、新たに、障がいの程度が重い児童を受け入れる保育所などに対し、保育士の加配制度を創設したほか、医療的ケア児を受け入れるため、全公立保育所に看護師の配置を拡充するなど、障がい児保育の充実に取り組んだところであります。

コロナ下では保育士・保育所就職支援センターの求職登録をオンラインでも登録できるよう対応し、自己評価といたしましては、「おおむね順調」といたしたところでございます。

施策３の「身近な地域における子育て支援の充実」につきましては、地域全体で子どもと子育て家庭を見守り、支える環境をつくるため、子育て支援のネットワークづくりや、地域における人材の育成などに取り組むとともに、子育て支援について分かりやす

い情報の提供に取り組むことといたしております。

進捗状況につきましては、地域で子どもを育むネットワークづくりの促進や、ファミリー・サポート・センター事業を引き続き実施するなど、地域の中で行う育児の相互援助活動の支援を行ったところであります。

コロナの影響により、従前どおりの開催が困難となった事業では、参加者数の制限やオンラインで実施するなど、感染対策を十分に行いながら事業を継続し、自己評価といたしましては、「おおむね順調」といたしたところでございます。

施策4の「乳幼児期の障がい児の支援」につきましては、障がいの早期の対応と支援、発達障がい児とその家族への支援の充実に取り組むことといたしております。

進捗状況につきましては、療育センター等において相談、診断・療育を引き続き実施するとともに、新たには児童発達支援センターを増設するなど、通園療育の充実に取り組み、ノーマライゼーションの理念の下、発達障がい者支援センターにおいて乳幼児期から成人期まで一貫した支援を実施したところであり、自己評価といたしましては、「おおむね順調」としたところでございます。

施策5「子育てを応援する環境づくり」につきましては、男女が子育てをしながら安心して働き続けられる環境づくりに取り組むとともに、子育て世帯の居住を支援する施策、交通事故の防止や防犯対策、経済的な負担の軽減に取り組むこととしております。

進捗状況につきましては、“「い～な」ふくおか・子ども週間”によるワーク・ライフ・バランスの普及・啓発や企業向けのセミナーの実施、子育て世帯の住み替えへの助成などを引き続き実施するとともに、第3子以降のお子さんを養育する御家庭に対し、副食費の助成対象を新たに幼稚園や企業主導型保育施設、認可外保育施設等へも拡大したところであり、自己評価といたしましては、「順調」としたところでございます。

資料の2枚目を御覧ください。目標2の子ども・若者の自立と社会参加でございます。

施策6の「子どもの居場所や体験学習の充実」につきましては、放課後などに子どもたちが安全に過ごし活動できる場や遊び場を充実させるとともに、地域における居場所づくりや支え合いの活動を支援するものです。

進捗状況につきましては、「わいわい広場」や「留守家庭子ども会」に引き続き取り組むとともに、コロナ下においても中央児童会館等において、オンラインによるコンテンツの配信を行うなど、様々な工夫を行ったところであり、自己評価といたしましては、「おおむね順調」としたところでございます。

施策7の「青少年の健全育成と自己形成支援」につきましては、子ども・若者の自己形成や社会的自立に向けた取組を推進するとともに、非行防止活動や有害環境への対応などに取り組むこととしております。

進捗状況につきましては、コロナ下においても、感染対策を十分に行いながら、家庭

教育の支援や家庭教育学級の実施、小中学生向け出前授業などに取り組むとともに、家庭、学校、地域及び関係機関・団体と連携し、非行防止活動や健全育成事業を推進したところであり、自己評価といたしましては、「おおむね順調」といたしたところでございます。

施策8「若者等の相談支援と居場所の充実」につきましては、登校支援が必要な児童生徒や困難を有する若者への相談支援を行うとともに、ニーズに合った情報や居場所の提供などを行うものです。

進捗状況につきましては、登校支援が必要な児童・生徒に対応するため、教育相談コーディネーターを中学校に配置し、スクールソーシャルワーカーの派遣などによる支援を引き続き実施したところであり、コロナにより、対面業務を休止した期間については、電話相談で対応するなどしたところであり、自己評価といたしましては、「おおむね順調」といたしたところでございます。

施策9の「学童期以降の障がい児の支援」につきましては、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育に取り組むとともに、放課後や休日における支援の充実や質の向上を図るものでございます。

進捗状況につきましては、コロナ下においても、感染対策を十分行いながら、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援に取り組むとともに、発達障がい者支援センターを中心に乳幼児期から成人期まで一貫した支援の実施や、放課後等デイサービスの充実に取り組んだところであり、自己評価といたしましては、「おおむね順調」といたしたところでございます。

3枚目を御覧ください。目標3 さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長でございます。

施策10の「子ども家庭支援体制の充実」につきましては、子どもに関する様々な相談について、一元的な電話相談・通告窓口を整備するとともに、各区役所を子ども家庭総合支援拠点として、在宅支援体制を強化し、こども総合相談センターの専門的な介入や支援を充実させることとしております。

進捗状況につきましては、こども総合相談センターにおいて、児童福祉司等を増員し、専門的・総合的な相談・支援を行うとともに、子ども家庭支援センターにおいて、子どもと保護者の関係再構築に向けたプログラムを実施するなど、コロナ下においても、感染対策を十分に行いながら、リスクの早期発見や相談支援の体制強化に取り組んだところであり、自己評価といたしましては、「おおむね順調」としたところでございます。

施策11の「児童虐待防止対策と在宅支援の強化」につきましては、妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支援するための在宅支援サービスを充実させるとともに、区役所や要保護児童支援地域協議会、学校、医療機関などと連携し、虐待の未然防止から早期発見、

早期対応、再発防止、被害を受けた子どもの回復と社会的自立まで、切れ目のない取組を推進していくことといたしております。

進捗状況につきましては、コロナ下においても、様々な課題を抱える特定妊婦に対し、母子生活支援施設における総合的な支援を新たに開始するとともに、子どもの安全確認のため、訪問員を派遣し、育児や家事への支援を開始したところであり、自己評価といたしましては、「順調」としたところでございます。

施策12「ひとり親家庭の支援」につきましては、ひとり親家庭が安心して子育てを行うことができるよう、家庭が抱える問題についての相談にきめ細かに対応するとともに、教育や生活の支援、保護者の就業の支援、経済的支援などについて、関係機関と連携して取り組むことといたしております。

進捗状況につきましては、ひとり親家庭支援センターにおきまして就業相談や自立支援プログラム策定事業を引き続き実施するとともに、新たに養育費確保支援事業を開始し、ひとり親家庭への高等職業訓練促進給付金の対象に通信制を追加するなど、コロナ下においても、きめ細かな支援を行ったところであり、自己評価といたしましては、「おおむね順調」としたところでございます。

施策13「子どもの貧困対策の推進」につきましては、全ての子どもが心身共に健やかに育成され、教育の機会均等が保障され、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるよう、子どもの貧困対策を総合的に推進することとしております。

進捗状況につきましては、教育や生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援に取り組み、生活自立支援センターでは、生活困窮者からの様々な相談を受け、住宅確保のほか、包括的な支援を行いました。「子ども食堂」の運営団体へは、コロナ下で食堂形式から食糧配付に変更して事業を継続した団体も含めて引き続き支援に取り組んだところであり、自己評価といたしましては、「おおむね順調」としたところでございます。

施策14「社会的養護体制の充実」につきましては、様々な事情により社会的養護が必要になった子どもを家庭的な環境で養育するため、里親のリクルートによる受皿確保に取り組むとともに、乳児院や児童養護施設などの小規模化などを進め、施設から社会へ自立する子ども・若者の支援を強化するものでございます。

進捗状況につきましては、コロナ下でも、里親リクルートのためのイベントを見直し、オンラインで実施するなど、NPOと共働して里親制度の普及、啓発などに取り組むとともに、こども総合相談センターにおいては、施設退所者後の若者の自立支援に取り組んだところであり、自己評価といたしましては、「おおむね順調」としたところでございます。

最後に施策15「子どもの権利擁護の推進」につきましては、子どもの権利が真に尊重

される社会をつくるため、様々な機会を捉えて、子どもの権利擁護の理念の周知や、虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発活動に取り組むことといたしております。

進捗状況につきましては、コロナの感染拡大の状況を踏まえ、事業内容を一部見直ししながら、いじめの未然防止と早期発見等いじめ防止に取り組むとともに、地域、学校、保育園、イベント等の様々な機会を捉えまして、子どもの権利擁護の理念の周知や、虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発活動などを実施したところであり、自己評価といたしましては、「おおむね順調」としたところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

今、資料１－２を中心に御説明いただきました。

今日委員の皆様には、事務局で今作っていただきました点検・評価の一覧、もしくは先ほどありました資料１－３について議論いただければと思っております。

毎回のことで恐縮ですが、今日はオンラインで、ハイブリッドということもありまして、御発言の際には、まず、お名前を言っていただければと思います。そして、その上で、言及されようとする施策の番号を言っていただければありがたいと思います。もしよろしければ、資料の１－２とか１－３、１－４と書いていただければありがたいと思います。

となりますと、１回の御発言で施策の一つ質問なり御意見いただくという形で、より多くの委員の皆様から御発言いただくようにして、うまく回れたらなと思っておりますので、まず、施策の一つ、何番というふうに言っていただければと思います。大変申し訳ありません。出だしから何か制限的なことを申し上げて申し訳ありませんでした。

では、ちょうど今１４時を過ぎたところですので、１４時５０分、５０分弱ほど、お時間を取って、皆様方の御意見や御質問をいただきたいと思っております。

どなたでも構いませんけれども、オンラインの委員の先生方は、何か挙手を画面にぴっと分かるようにしていただけると、なるべく早く気づきたいと思っております。よろしく願います。

私の右前にディスプレイがありますので、できるだけ気づくようにします。

では、お願いいたします。御質問、御意見等ございますでしょうか。

では、先生、オンラインでお願いいたします。

○委員 いつも小児医療に御協力いただきましてありがとうございます。

目標１の施策１について２点ほど発言させていただきます。

まず、１点目は、乳幼児健診についてでございます。

新型コロナの感染拡大に伴いまして、昨年度から4か月児健診それから1歳半児健診が、従来は保健所での集団健診だったのですが、今は小児のクリニックでの個別健診となっております。

この間、福岡地区の小児科医会が、保護者と会員の先生方にアンケート調査を行っております。回答は3,700という非常に多い数の回答をいただいたんですが、個別健診がこのままいいのか、あるいは集団健診のほうがよかったのかということをお聞きしています。

そうしますと、初めてのお子さんの保護者の場合、86%がこのまま個別がいいというふうにお答えになりました。それから上にお子さんがある第2子、第3子の保護者の方は、90%を超える方が個別がいいとお答えになっています。

その理由は、決められた日ではなくて、保護者の都合のいい日に健診を受けに行ける。それから、近くの、しかもかかりつけの小児科の先生に診ていただける。それからワクチンと同時に健診を受けられるということが主な理由でございました。

小児科の先生方へのアンケートも取っておりますけれども、1歳半児健診が、このまま個別がいいとお答えになった先生は61%、4か月児健診が、このまま個別がいいとお答えになった先生は87%でございます。

もし、個別が集団に戻るといたしましたら、どちらに戻したほうがいいのかとお考えかという御質問をしたんですが、1歳半児健診から戻すほうがいいのかとお答えになった先生が64%、4か月児健診からとお答えになった方が22%でございました。

ですので、保護者及び健診をしている小児科医ともに、個別健診を望んでいるという結果が出ましたので、御報告いたします。

もう1点は、子育て世代包括支援センターとの協力関係です。

育児不安を抱える御家庭の切れ目ない支援ということで御協力いただいているんですが、さらに小児科医会は、子育て世代包括支援センターと密に協力したいと考えております。といいますのは、産婦人科から保健所などへのちょっと注意すべきお母さんですとか、御家庭の情報は行くんですが、それが必ずしも子どもを見ている小児科の診療所の先生方に十分に伝わっていないというふうに感じておりまして、できれば、その中でも小児科医を入れていただいて、情報共有をさらに進めていく工夫をしていただければと考えております。

以上です。

○委員長 先生、貴重なアンケートのデータ等も含めて御説明いただきまして、ありがとうございました。

主に施策1の乳幼児健診と子育て世代包括支援センター、医師会、小児科医会の関わ

り等を含めて、御説明、御意見いただきましたが、事務局のほうで何か補足することは。じゃあ、事務局、お願いします。

○事務局 こども未来局こども発達支援課長でございます。

今、委員から御説明いただいたとおり、コロナの関係で、これまで保健所等での集団健診でやっておりました4か月児健診、それから1歳6か月児健診を、令和2年度は個別健診ということで、各医療機関で行ってもらっております。

現在、コロナのほう落ち着いてきたところでございますので、今後の乳幼児健診の在り方を改めて検討しながら、今後の体制をつくっていきたいところでございます。

今、いただいたアンケートのことも承知しているところでございます。また、乳幼児健診の役割でございますが、健康状態の確認のほかにも、子育て環境の把握であるとか、虐待の状況の把握、こういった面も乳幼児健診にはございますものですから、そういったところを踏まえまして、こういった形で今後の乳幼児健診をしていくか、また改めてしっかりと検討させていただきたいと考えております。

また、もう1点、子育て世代包括支援センターとの情報連携というところでしょうか、育児不安を抱えたお母様の情報を、小児科医としっかり連携を取りながらというところでございます。

こちらにつきましても、個人情報の取り扱いをどうするかというところがございしますが、その中で小児科医と連携できるような情報のやり取りというのを、併せて検討させていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。先生、今のような事務局からの補足説明ですけど、いかがでしょうか。

○委員 今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○委員長 ありがとうございます。多分、個別健診、集団健診というのは、福岡市だけでなく全国的な検討の流れになっていると思いますので、また、いろいろなレベルでのデータなり考え方を、先生、共有していただければと思います。ありがとうございました。

では、すみません。お待たせしました。先生、画面の中からお願いします。

○委員 まず最初に、いろいろな子どもの施策について、計画・実行ありがとうございました。いろいろな面が見えて安心いたしました。

2点あるんですけれども、1点目は、施策1のところですよ。不妊専門相談センターにおいて相談がされているというのはとてもよいことだと思っています。

昨年度厚労省が初めて実態調査をいたしました。私も委員として参画しましたけれども、不妊専門相談センターの認知度、活用度が1割も出ておりませんでした。やはり、今不妊に悩んでいる方というのは、6組に1組いらっしゃるということですので、もっと広報等、活用ができるような施策が必要かなと思っています。不妊専門相談センターの活用状況について、少し事務局のほうで説明していただけたらと思います。

2点目です。施策8の不登校、いじめ、それから施策15の子どもの権利擁護についてですけれども、御存じのとおり、コロナ下で、子どもたちは休校、それからいろいろな学校行事が変更になって、不登校が全国で19万人弱います。福岡市の状況がどうなのかということを知りたいのと、もう一つは、いじめの問題も、昨今、中学校で刺殺事件もあって非常にシリアスな問題です。いじめの認知件数そのものは休校の状態で減りましたが、SNSでのいじめが非常に増えています。そこに対応するのはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、専門家もそうですけれども、実は学校の先生方が一番ダイレクトに直接的にサポートすることだと思っています。

そこから、お尋ねなんですけれども、35人学級になって非常に子どもたちにとってみれば、学校の学級の人数が減っていいと思うんですけれども、35人学級にするということは、そこに担任の先生を配置するわけですが、本当に、先生たちの予算を確保して、先生たちの人数が増えているのかどうかですね。昨今、本当に学校現場は多忙で、一人一人を見ていく、いろいろなことをやっていくのは大変なことだと思うんですけれども、35人学級にしたことによって、先生たちの業務が非常に大変になっているんじゃないか。先生たちの予算を、人員をしっかりと確保されてあるのかということのお尋ねです。

それはなぜかという、体罰の問題、いじめの問題、不登校の問題、学校の現場の先生たちが一番直接的に関わることで、人員、予算の状況について、それから今後のことについて教えていただけたらと思います。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

まず、施策1に言及していただいたんですが、資料1-3の3ページですかね。不妊専門相談センターですが、こちら「不妊」という文字が四つほどボックスで並んでいますが、ここについて御発言されようとした委員の方は、ほかにいらっしゃいますでしょうか。この不妊に関する施策。よろしいですか。

先生、すみません。不妊専門相談センターの……。

○委員 広報をどの程度やっているのかというのと、実際の活用状況ですね。

○委員長 活用状況というのは、この相談組数、相談件数以外のということですか。

○委員 そうです。全国調査だと1割ぐらいしか認知度がないわけですね。福岡市でそのような調査をしているのかどうかということです。

○委員長 分かりました。

では、主に普及啓発、活用状況について。担当課の。はい、お願いします。

○事務局 こども発達支援課長でございます。

不妊専門相談センターでございますが、福岡市におきましては、平成29年11月から開設しております。広報につきましては、ホームページであるとか、区役所での御案内、パンフレット等を作りまして広報を行っているところでございます。

実際、認知度についての調査というのは、特段行っておりませんが、令和2年度の利用組数で申し上げますと、令和2年度は1,219組の利用がございました。

そこで、相談内容といたしましては、治療費用であるとか、助成制度の相談であるとか、その他の不妊治療の医療機関の情報であるとか、そういった情報を、必要とされるそれぞれ相談に応じているところでございます。

委員おっしゃっていただいたように、大変重要な事業でございます。しっかりと引き続き広報に努めていきたいと考えております。

不妊専門相談センターについては、以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。先生、以上のようなようでした。

○委員 ありがとうございます。1点だけ。経済的支援と心理的支援というのが必要だというのはデータでも分かっているんですけども、心理的支援が非常に必要になってくるものだと思います。

もう1点、企業が不妊治療するときに休みやすい体制だとかを取ることがとても大切だということが、もうデータで分かっておりますので、その辺も含めて、今後施策に生かしていただけたらと思います。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

では次、施策8で、この評価・点検に係る項目は、まず、私の頭の中にあるのが、資料1－3の19ページの主な事業の実施状況の上から二つ目ですかね、中学1年生における少人数学級の実施ということで、実績が書かれております。

総合的にはおおむね順調と評価していただいておりますが、こちらのいわゆる少人数学級の実施に当たって、教員数等はどうかしているのかということ、データがお手元があれば、事務局から御説明をお願いします。どうぞ。

○事務局 教育委員会教育政策課長でございます。よろしくお願いします。直接の担当課長が出席しておりませんので、私でお答えできる範囲でお答えいたします。

まず、小中学校の35人以下学級ですけれども、従前から福岡市は、小学校4年生までは1クラス35人という形で、中学校1年生は35人の選択制という形で実施しておりました。昨年の新型コロナウイルスの感染拡大によって、身体的距離を教室でも確保する必要があるということで、まず国のほうで、段階的に学級の人数を35人に、小学校の6年生までは35人に変えていこうということで、令和3年度、今年度は小学校2年生が、国の方針として35人となっております。福岡市ではさらに市独自に、そこを小学校の1年生から中学校3年生まで、今35人のクラスを暫定的に実施しているところでございます。教員の定数というのは国から配分が来ておりまして、その中で工夫をしながら、職員配置をしているところでございます。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。あと一つ、不登校の数、割合自体を問う評価項目は見当たらない、ないということでよろしいでしょうか。どうぞ。

○事務局 教育委員会教育相談課長でございます。福岡市の児童生徒の不登校についてお答え申し上げます。

文科省のデータも先日発表されましたけれども、福岡市におきましては、具体数といまして、小学校1,059名、中学校1,660名、合計2,719名のお子さんが学校から不登校の児童生徒ということで報告をいただいております。令和元年度に比べまして、約200人程度増加している状況でございます。

要因として考えられますのは、新型コロナウイルス感染回避における学校休業がございましたが、その際の生活リズムの乱れであるとか、あるいは今、学校の行事等がない状況等での学校環境の変化等が要因であるというふうに考えているところでございます。

特に、小学生の不登校の人数が増えている状況がございまして、早い時期に、学校の

先生をはじめ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの専門的な支援も行っていけるように、チーム学校として、不登校の未然防止、早期対応に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。先生、それぐらいでよろしいでしょうか。

○委員 ありがとうございます。オンラインもありますので、やっぱり不登校に対する工夫というのは必要だと思います。

それから、教員配置について工夫をしていっておられるということですが、学校現場の状況を学校の先生にお尋ねされて、よりよいものにしていただけたらと思っています。

以上でございます。ありがとうございます。

○委員長 ありがとうございます。では、こちらのフロアで。じゃあ、委員。マイクをお願いします。

○委員 お疲れさまです。

私は、細かい具体的な施策というよりもちょっと全体的なところで、昨年度の審議会の中で、第5次福岡市子ども総合計画の点検・評価を来年度以降からやっていきますよという話の中で、新型コロナウイルス感染症の影響が、子どもたち全体に、あるいは青年、若者、学生、また、ひとり親世帯や子育て世帯等に多大な影響を与えているという状況を踏まえた上で、やはり、この計画自体の施策の内容も、さらに、必要なところは点検、発展、強化させていくとか、見直しも含めてやっていくことが必要ではないかという意見を述べさせていただきました。今回、この進捗状況・自己評価の一覧を見ますと、確かにコロナの中で、大変厳しい状況の中で、それでも、全て施策がストップしてしまうというのは、もちろん駄目ですので、様々な工夫をされながら、そして、子どもたちの状況を見ながら、様々な施策に取り組んでいただいたというふうには思うんですが、しかしながら、先ほど、先生からもありましたが、不登校が増加していることや、また、子どもへの虐待、DV被害も増加していますし、また、子どもたちの自殺も過去最多ということで、非常に子どもたちを取り巻く環境が厳しい状況になっている。子どもたちのSOSを早期発見して、いつでも誰にでも悩みを共有できる、また、苦しい状況のところから、本当に安心安全な場所に、しっかり子どもを保護できる、そういうふうな体制というの、コロナ危機の中で、すごく求められているのではない

かなと思うんですけれども、そういう施策の中での取組というのが、今回のこの評価の書面だけではなかなか分からないところがございます。

そういった状況で、今、市としてどういう取組が行われているのかということと、やはり、もうコロナが発生して2年近くたつということですから、ずっと厳しい状況が続いていて、また、新しい変異株も現れたという状況で、感染状況は予断を許さない状況でもありますから、今後とも、このコロナ以降の状況の変化を捉えた上で、子ども施策の見直しも含めてやっていく必要があるのではないかと、意見を述べたいと思います。

○委員長 ありがとうございます。

関連の御意見。じゃあ、委員、お願いします。

○委員 実は、今お二人のお話の中で、やはり具体的にはどうするのかという難しい問題もあるんですけど、実は午前中に、教育総合会議がありまして、そこで教育委員の方から出された意見で、コロナ下の中でオンライン授業があつて、そういう環境の中で、実は子どもたちの状況はかなり変わってきていると。要するに、人に相談するとか、人と話をするという機会が減ってきていて、自分の中に閉じ籠もっていると。そのことで、自分自身が追い詰められていくというような状況が見受けられるという発言がありました。

実際、そういう委員のお話を聞いて、今の話も重ね合わせたときに、教育現場の話と、実際にそういった子どもたちが孤立化している状況に対して、一筋縄ではいかないと思うんですけど、そのことが不登校とか自殺とか、また、今回起こった殺人事件とか、そういう遠因にはなっているのではないかなと改めて考えさせられたわけです。

そういう意味で、子ども施策の中で、やっぱり学校との連携の仕方というのを、私も傍観者としての発言でしかできませんが、少し、やっぱり人間としての関係の在り方みたいなのが、子ども施策の中でどうできるのかというのは難しいかと思うんですけど、何かそこが今、問われてきているのかなというふうに感じました。

それで、今日ここで何か結論を出すということにはならないと思いますけれども、その辺の視点を、もう一度押さえていただきたいなと思っております。というのは、多分、今の状況が、次の来年、令和4年に改善するとはとても思えないので、その辺のことも検討いただければという意見で終わります。

○委員長 ありがとうございます。高度な御意見の応酬で、今日の資料にどう落とし込めばいいのかなというふうに、ちょっと悩ましいところですが、確かに委員がおっしゃっ

たように、今の視点は、もう施策何番ではなくて、ほとんどに係る視点であり、学校教育というんですかね、そういうところにいる子どもたちを含めてというところは、委員のおっしゃるとおりです。

こちら、ちょっと御提案ですけど、教育委員会から一つ、そしてこども、子育て支援のほうから一つ、このコロナ下で、対面のいろいろな問いかけや双方向性のやり取りというのが、どうしても減じている中で、どんな工夫をされて、その対象者、子どもなり親子に新たな取組を始めようとしているのかとか、何かその辺り、私もかなり抽象的なことを言って申し訳ないんですけど、コロナ下2年目、もう2年が終わろうとしている中で、改めてコロナ下に、2年目もしくは3年目ということで行おうと思っている取組や、あるいは最先端の、関わっておられる皆様への、何というんですかね、在り方みたいなものの共有というか、何かそういう工夫をされていることはありますか。難しいですかね。じゃあ、まず。

○事務局　こども未来局総務企画課長でございます。

コロナ下における施策の内容の点検、発展、評価についての御質問がございました。コロナ下においては、例えばイベントにつきましては、事業内容を見直してオンラインで開催したり、感染対策を徹底した上で、1回当たりの参加人数を絞って実施しております。

相談業務につきましては、対面から電話による相談へ変更したり、オンラインを活用したりして実施をしております。

また、子どもの施設については、密にならないよう事前予約制を導入するなど、コロナ下、コロナ以降についても感染対策を徹底しながら、子どもが健やかに成長できる環境づくりや、様々な体験学習が行える機会の充実に取り組んでおります。

また、さらに子どもを守るという視点でございますが、相談体制の一層の強化を図るために、各区役所に子ども家庭総合支援拠点を設置し、身近な区役所で相談体制を強化するほか、こども総合相談センターに児童福祉司、児童心理司を増員して、相談体制の強化を図っております。

また、12月に市内3か所目の子ども家庭支援センターを増設し、休日や夜間相談を行うとともに、区役所、こども総合相談センターとの連携も強化してまいります。

今後とも、こども総合相談センターにおける24時間体制での電話相談、女の子が相談しやすいよう女性の相談員が対応する女の子専用ダイヤルも活用しながら、しっかりと子どもを守ってまいります。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

教育委員会のほう、どうぞ。

○事務局 教育委員会学校企画課長でございます。

学校教育の中では、1人1台端末によるオンライン授業というのが、昨年来からずっと進んでおります。その中で、授業以外にも、様々な学級活動や行事等にも活用し、子どもと学校とのつながり、臨時休業や学級閉鎖においても、そういったつながりができるアイテムの一つとして活用しております。

また、臨時休業や長期の休業期間の中で、様々な学校行事がコロナ下において制限されてまいりました。そういう中で改めて、学校行事の効果、意義、成果、これまで行ってきたもののよさというのを再認識することができました。そういう意味で、学校行事も、コロナ下においても何とかできないかということで、例えば運動会なんかは、学年ごとに実施して、保護者をお呼びして子どもの成長を見ていただくとか、また、学級懇談や参観も、時期・時間をずらしたり、様々な工夫を行いながら、学校と保護者、子どもたちの様子の直接の会話、コミュニケーションができるような工夫をしております。

また、施策としましては、SSWの増員であるとか、積極的なアウトリーチ等も行っております。

また、子どもたちの様々な悩みに対して、従来、毎月のアンケート等々を行っていたんですけれども、これも、時期を見まして、全員面談とか工夫をして行っているところでございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。今の教育委員会の説明で、学校行事という普通に我々も慣れ親しんだ言葉が改めて出てきたということで、地域でいえば、恐らく地域行事、学校行事を、このコロナでどういうふうに、廃止ではなくて、よりプラスアルファの視点で活用していくというか、そこに子どもや保護者を含めて巻き込んでいくかということがポイントなのかなと思いました。

今、委員の御発言は、この個票なり評価が云々ではなくて、コロナ下を受けて、恐らく横断的に何か貫くような新しい視点が出てくるのではないかと、多分そのような胎動というんですか、そういうものを投げかけていただいたかと思います。

今の学校行事のことは、私も全然存じ上げませんで、確かにそうかなと思いました。御説明等ありがとうございます。

何かこれを受けてありますか。委員、どうぞ。

○委員 もちろん様々なオンライン等も活用しての、様々な現場での工夫や努力というのが、このコロナ下の中でも行われているかと思うんですけども、そういう中で、今の子どもたちの不登校やいじめや虐待、また、そういう痛ましい自殺とか事件とか、そういうことがどうして引き起こされるのかということを、もっと深いところで考えていく必要が、何か対策を取っていく必要があるのではないかと考えております。

子どもに関わる教員やソーシャルワーカーなどの専門家を増やしていくこともそうですし、もっと時間に余裕を持って子どもと接することができるような環境をつくっていくということとか、また、ひいては、このコロナ下の中で、様々な子育て世帯が経済的な困窮に陥っている、貧困状況であるということが、こういう事態を生み出している一つの大きな根本に根深くあると思うんですけども、そういう状況を踏まえた上での評価というか点検というのが、このコロナ下の中では必要になっているのではないかと、コロナ下の中でこそ、今子どもたちに本当に寄り添ってやらなければいけない施策は何なのかということを深く議論することが必要ではないかということを言いたいと思います。

最後に、新しい課題としてヤングケアラーという問題も出てきていると思うんです。これは、この第5次の計画、施策のときには、そういう問題は出てなかったんですけども、今また、ヤングケアラーというのも本当に国全体で、文科省や厚生労働省も共同して調査していますし、本市の教育委員会等もアンケート調査などをして、実態をつかもうとされております。こういった新たな課題も、この施策のほうに盛り込んでいただければいいんじゃないかなと思います。意見です。

○委員長 前向きな意見ありがとうございました。よろしいでしょうか。では、どうぞ、委員、お願いします。

○委員 まず、この15の施策に取り組んでいただきまして、本当にありがとうございます。

今の関連になるかどうか分かりませんが、それに一言コメントをさせていただいた後、私は施策2のほうに主に関わらせていただいておりますので、こちらのほうに少しお尋ねをさせていただければと思います。

まず、先ほどコロナ下における子どもたちの不登校の問題というのが出てきていました。私、専門が幼児教育でありますので、先ほど小学校の不登校の子どもたちが増えているという、その理由の中に、事務局のほうから、学校の休業中に伴って日々の生活習慣であったり環境への対応の変化への難しさが考えられるということでお話をいただきました。

幼児教育の場面においてですけれども、日々の生活習慣というのは脳科学の領域から

いいますと、大体6歳までに習慣化がついてしまうと言われています。つまり、小学校に上がってからでは、なかなかその日々の習慣化というところを後追いつけるのが難しいと言われているというところを考えていただきますと、恐らく打っていける施策の一つの中に、しっかりと保・幼・小の連携、小学校のある一定の時期まで自分で身の回りのこともそうですけれども、きっちりと生活習慣がつくようになるまでというところをつなげていくというような考え方、ぜひ、教育委員会、また、こども未来局、一生懸命していただいていますので、そういった観点の取組も一つあっていいのかなと思いました。これがコメントになります。

施策2についてですけれども、2点お尋ねさせていただければと思っています。

まず、厚生労働者が出している新子育て安心プランが、令和3年から6年までの4年間で、14万人分の保育の受皿を整備せよというか、するということが出てきています。

特に女性の就労、25歳から44歳までの就業率をアップさせるためというのが理由の中にあるんですが、ポイントを大きく三つ挙げている中の二つ目になりますでしょうか、保育士をいかに確保するかというところが大きな問題で、これは、福岡市のほうでも取り組んでいただいています。

まず1点、その現状について、ニーズと……。実は、おとといですかね。福岡県の保育所の園長先生方に研修というか、お話をさせていただく機会があって、上がってきた質問に、「先生、どうしたら保育士さんを見つけられますか」というのが、やはり切実な課題で、最後の質疑応答のところでも上がっておりました。

実際ちょっとショックな話だったんですが、ある園に訪問させていただいたときに、「先生、今やSNS上に存在しない人は、この世の中に存在しないというふうに言われている」と言われて、私、一応アカウントは持っているんですが、何もしていない人なので。ということは若い人たちには、私は認識されていないということなのかなと思って学生に聞いてみたら、そこまで大げさにというか、そこまでではないけれども、ただ、SNS上に載っていないものは、確かに認識はしにくいですがというのが、若い人たちのというか今の世代の、情報だけでなく自分たちが何を認識していくのかというところの本当の入り口になってしまっているんだということを、目の当たりにさせられました。

そういった何かショックな話もあるんですけれども、福岡市におかれましては、人材ですね、今どういったニーズがどれぐらいあって、どういったところが充足されているのかというのは、実数値も含めてですけれども、どのように認識されていらっしゃるのかを教えていただければと思いました。

また、もう1点、先ほどの新子育て安心プランの中の保育士の確保の中に上がっているんですが、保育補助者という言葉が初めて上がってきました。日本の保育士資格の中には、この保育補助者という資格要件を持った専門家を置いていません。これらについ

て、福岡市はどのように取り組んでいかれるかというところを、もし検討されているようであれば教えていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。二ついただきました。保育士の確保のニーズと充足状況と、もう一つが、計画にはない言葉だったと思いますが、保育補助者について何か議論されているところがあるか。

どうぞ、事務局、お願いします。

○事務局 こども未来局事業企画課長でございます。御質問ありがとうございます。

御案内のとおり、国より令和3年度から令和6年度末までの新子育て安心プランが示されており、当プランにおいて、保育士の確保や保育所の整備など、保育の受け皿確保に向け、様々な施策が打ち出されております。

福岡市におきましては、令和3年4月1日現在の待機児童数は2名となっており、また、この10年間で約1万7,000人の保育所整備を進めてきた結果、保育所等の整備は一定の進捗を見ていると認識いたしております。

一方で、保育士の確保も重要な課題でございまして、それにつきましても、福岡市独自の施策として、保育士に対する家賃補助であるとか、奨学金の返済支援に取り組んでおり、また、就職の準備金の貸付けを行うなど、保育士の確保に向けてしっかりと施策を打っているところでございます。

保育士の確保につきましても、やはり依然として保育士の求人倍率も高うございますし、その確保が課題ではございますけれども、保育所を運営していくための最低基準を満たす保育士は確保できているところでございます。

今後とも、保育士の雇用動向をしっかりと注視しながら、必要な施策があればしっかりと打っていきたいと考えているところでございます。

1点目については、以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。保育補助者という新しい言葉について、何か検討されていることありますか。

○事務局 こども未来局運営支援課長でございます。よろしくお願いいたします。

保育の補助をする方については、先ほど委員もおっしゃいましたように、保育士の確保にも絡んでくる話であり、今後いかに保育士さんが働きやすい環境を整備していくのかというところが大変重要であると考えております。

そのため、福岡市では保育所などに、例えばお子さんの園外活動時の見守りですとか、

実際の保育の補助、例えば園内の消毒とか、お食事のときの配膳の補助ですとか、おもちゃの後片づけとか、そういった保育の補助を行う保育支援者という職種の者を配置するための費用の助成を昨年度から開始しているところでございます。

こういった施策なども活用しながら、児童の安全確保も行いますし、また、保育士さんの負担軽減も図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 ありがとうございました。1点目、ありがとうございます。福岡市は本当にたくさんさんの支援事業を打っていただいているんですけども、例えば先ほど申し上げたように、潜在的保育士の皆さんもそうですが、そんな補助があるのかという情報が、やっぱり末端まで行き届いていない。先ほどの施策の表の中にLINEやフェイスブックなどによる配信を行うと、施策3などでは書いてあるように、柔軟に何か、ニーズに応じてというか、情報の流し方を工夫されていくと、せっかくされていることなので、もっと広く伝わるといいなと思っています。

また、補助者、支援者についてもありがとうございます。きっと、巡回バスの問題、これは保育の対象になっていませんので、このところは、じゃあ、誰がするのかという責任問題とか、いろいろなものが今出てきているかと思います。そういったところも含めて、ぜひ議論を進めていただけたらと思います。ありがとうございました。

○委員長 ありがとうございます。資料1-3の4ページ、5ページにある六つぐらいのボックスですね、4ページの下から三つ、そして、5ページの上から三つの六つ、今の議論に関連する事業の進捗状況が書かれております。よろしくお願いします。

では、そのほか。委員。

○委員 基本的なお考えというか、計画、将来、未来にわたってというか、ちょっとお尋ねしたいんですが、資料1-3の障がい児ですね。支援が必要な乳幼児というか、我々は幼稚園なので幼稚園、保育園にもたくさんいると思います。

その対応としていろいろな相談を受けていただくのが、以前は2か所だったんですけど、今3か所ですかね、中部、東部、西部とございます。その現場で、よく4月、5月に、そういうお子さんが見受けられて相談の電話をかけるんですが、なかなか訪問が込み合っていてかなわないと。時期が大分ずれ込んでというのが令和2年度はございまして、ここに相談件数とかございますが、本年度はコロナということで、直接訪問という

のがかなわなかったんですけど、今、それぞれのセンターの状況はかなり逼迫して、なかなか相談に応じられないというような現状が、ひょっとしたらあるのではないかと、いう懸念もございまして、それを改善するために、センターの増設といったことも含めて、お考えがあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○委員長 ありがとうございます。資料1－3の8ページの相談件数。委員、すみません、下から一つ目のボックスのことでよろしいですか。はい、ありがとうございます。こちらについて、いわゆる待ち行列が発生しているのではないかと等の利用に関する実情を、もしよろしければ、少しだけ教えていただければと思います。

どうぞ、事務局、お願いします。

○事務局 こども発達支援課長でございます。

こちらの中で療育センター等という事業項目で、乳幼児が健診などを通じて障がいがあると判断された場合には、まず、総合的機関である、心身障がい福祉センター、東部療育センター、西部療育センター、この三つで発達の遅れ等の診断をしていくという形にしております。

近年、こういった診断、相談を受けたいという方がかなり増えてきております。令和2年度におきましては1,708人ということで、毎年100人ずつぐらい増えている状況でございます。

実際やはり多くの相談があっており、すぐに診断、受診ができる状況にはなっていないところでございますので、その辺の対策を考えていく必要があると思います。

その一つの対応策といたしまして、新たに四つ目の療育センターを南部地域につくるということで、今整備を進めているところでございます。こちらをつくっていくことで、相談が分散でき、診断までの待ち時間を解消できるのではないかと考えております。

また、その後の待ちの時間帯、診断の待ちの状況をどうするか、それ以外の既存の体制の中でも、在り方を今後検討していくという形で進めているところでございます。こういった相談に待ち時間が生じないよう、しっかりと取り組んで検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。すみません、8ページの下から二つ目のボックスですね。そちらに、もう一つ南部地域にということの見込みも御説明いただきました。先生、そんな感じですけど。

○委員 ありがとうございます。4か所目を今検討されているということで少し安心しましたが、将来的には、保育コンシェルジュのように、各区に1か所ずつぐらいは必要になってくるのではなかろうかなと私は感じますので、そういうこともちょっと見据えて御検討いただけたらと思います。

○委員長 関連だと思いますけど、先生、画面の中で手を挙げていただいています。

○委員 今に関連しまして、一つのアイデアとして、発達障がいなんかは3歳以降に顕在化してくることもありますので、地方自治体によっては5歳児健診を行っている自治体もごさいます。

保健所などで5歳児健診をしていただきますと、その部分でトリアージといいますか、振り分けをして、実際、やっぱりこれは療育センターに行ったほうが良いと判断されたら養育センターに行ってくださいというようなことも考えられるんじゃないかなと考えております。よろしくお願いいたします。

○委員長 御意見ありがとうございました。どうぞ、関連の御意見を、委員、お願いします。

○委員 実は私も、この療育センターのことを今日質問しようと思って、全く同じ御質問だったので、私だけじゃないと思ったところです。

実は、先だって、すごく相談を受けたんですけども、やっぱり、やっとの思いで、ハードルが高いんですね、療育センターまで相談に行こうというまでの距離が長いんです。どこに行ったらいいのか分からないというところですね。やっど、そのハードルを越えて申込みをしたら、2か月、3か月待ちだということで、心が折れてしまったという保護者の方が、実際1週間前の御相談だったんですね。

そこで、療育センター等でいろいろ巡回型の相談とかもやっているんですが、保護者の御意見を聞くと、保育士の方から、こういう場面でこんな言動もある。ちょっと私は心配していますと保育士から言われる。で、保護者はとても思い悩むわけですね、じゃあ、どうしたらいいですか、どこに行けばいいですかが延々と続くんです。

先だって話していて思ったのが、なかなか療育センターに行くまでの時間と道のりが遠いということを踏まえたら、保育園、保育所のほうに、そういう専門的な相談員、療育センターの方が。今は一部あるんだけど、その子は多分、判定がある子どもだと思うんですね。だけど、もうちょっと入り口の部分で、こういうところで育児不安がありますとかいうような相談を、保育園のほうに専門医の方々による巡回型の相談窓口と

かがあると、保護者も保育士の先生たちも少し救われるし、そこに至るまでの距離が長くならずに、もしかしたら療育センターへ相談しなくても済むかもしれない、そういう事例もあるんですね。だから、療育センターに行くまでの途中で、何かそういう相談窓口、もうちょっとハードルの低いものを御検討いただけないかなというのを、今日意見として申し上げたいと思います。

○委員長 ありがとうございます。今のことについて関連する事業のボックスはございますか。そういうアウトリーチ的に、割と子どもや保護者に近いところで療育等に結びつくような相談を受けるところというのは。

どうぞ、事務局、お願いします。

○事務局 こども発達支援課長でございます。

今おっしゃっていただいた、まず、保育園への専門医の訪問という形でございますが、ちょっとこちらの中にはないと思いますが、今実際、療育センター等の職員が、保育所等への訪問支援というのをやっております。今後しっかりその辺りを充実させていくということは必要だと考えております。また、今、南部療育センターの計画をしておりまして、その中でも、やはり一つの整備していく中での機能の方向性として、アウトリーチという、外に出ていって訪問とかをしていく機能をしっかり充実させていくということも併せて検討しておりますので、そういった中で、療育センターに単に相談に来てもらうだけではなくて、センターのほうから職員が向かっていけるような、そういったことも、しっかりと検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。次の機会には、そういうのが少し見える化されるような方向で、市民の皆様にも共有していただければと思います。

皆様、ありがとうございました。今、副委員長からも時間が過ぎていきますということで、これで……。

先生、すみません。大変申し訳ありません。では、最後をお願いします。

○委員 すみません、時間が過ぎたようですけれど。

私は、最後の施策15番目、子どもの権利擁護の推進のところ少し発言したいと思っておりました。

先ほどから子どもに関する痛ましい様々な事件、いじめや不登校や虐待や自殺、そういった様々な苦しい状況をどうやって乗り越えるかということが出されました。こうい

った問題を乗り越える大きな方向性として、15番目の子どもの権利擁護の推進があると思っています。

これはあらゆる分野にもつながることだと思いますけれども、今、国の動きで、子どもの声を聞いて、つまり、権利条約にいう子どもの意見表明権の保障をして、子どもの権利擁護につなぐというシステムを制度化しようとしていますね。来年、再来年というふうに考えられておりますけれども、こういった動きを踏まえて、この施策15が立ち上がったと私は思っております。これは何かといいますと、あらゆる問題を考えるときに、子どもの権利の視点、子どもの声を聞くことによって解決の方向を探すということだと思います。

そのことによって、多くの問題が解決される方向性につかめるということだと私たちは思っておりまして、福岡市でこのような施策が総合計画の中に位置づけられたということは、本当に画期的ですばらしいことだと思っております。

その施策の具体化の一步として、子どもの権利の周知ということが掲げられ、それはほぼ順調という評価がここでされております。

私は、それはそれで評価すべきことだと思っておりますけれども、一つ、そのことに関して課題があると感じておりますのは、子どもたち自身が、自分たちが子どもの権利の主体者であることを知らないということです。これは、私どもが昨年調査しました結果でも出ておりますけれども、これは小・中・高の子どもたちでしたが、子どもの権利条約の内容を少しでも知っている子は13%しかいないという状況があったわけですね。

つまり、子どもたちは自分たちが権利の主体者であるということ、そして、その立場で自由に意見を発していいということ、そして、その意見が尊重されていいということ、これは子どもたちの権利なんだということを知らない、大人たちも知らないということがあると思うんです。

こういった内容を、子どもの権利の啓発の中では、きちっと位置づけなければいけないと思います。

これまでの人権教育の中で長い積み重ねがありますけれども、これからは、このことがもっと大切に位置づけられるべきことではないかと思います。子どもの声を聞いて、それを尊重することによって、様々なSOSがつかめる、その解決の方向性につかめるという、そういったことではないかと思いますので、これからの権利教育の在り方について、ぜひ御検討いただければと思っております。

以上です。

○委員長　ありがとうございました。施策15、最後にありますが、ここが基盤だという御意見で、委員の皆様、全くそのとおりというところで、それぞれ刻んでいただいたかと

思います。どうも御意見ありがとうございます。

この事務局に作っていただいた資料に関して、深いところ、あるいは、高いところで御意見や議論をしていただきました。

ちょっと現実的な御相談ですけど、本審議会における「第5次福岡市子ども総合計画」実施状況の点検・評価については、事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 ありがとうございます。では、こちらの事務局案をお認めいただいたということで整理させていただきます。

議案のほうでは、本当に長い時間を割いて、皆さん御意見いただきましてありがとうございました。

報告

（１）若者の支援体制づくりについて

○委員長 続きまして、報告（１）「若者の支援体制づくりについて」。

令和元年度、本審議会から市へ行った答申をもとに策定された「第5次福岡市子ども総合計画」の施策8に、若者に関する施策の充実が盛り込まれており、本日は、その検討状況について市より報告があります。

事務局より報告をお願いします。

○事務局 こども未来局こども健全育成課長でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料2、若者の支援体制づくりについて説明をさせていただきます。

初めに資料の構成についてでございますが、資料左の上半分は福岡市における若者支援の現状と課題、下半分が福岡市が目指す姿をイメージ図でお示ししております。

また、資料右につきましては、令和4年度からの三つの支援体制の概要について記載をしております。

まず、資料左上を御覧ください。

現状についてでございますが、乳幼児期から義務教育、いわゆる子ども期におきましては、保育所や学校、こども総合相談センターをはじめとした様々な支援機関、支援制度がございます。しかし、思春期・青年期となりまして、不登校やひきこもり、非行等、社会生活を送る上で困難な状況にある若者への支援は、現状では、義務教育修了後や高校中退などを機に途切れてしまう場合がございます。また、高校卒業や児童相談所の支援終了など、おおむね18歳あたりで支援が途切れるという現状がございます。必要な支援が届かず、いわゆるニートやひきこもりの状態が長期化してしまうと、状況はさらに深刻化していくおそれがあるといった現状が、福岡市においてもございます。

資料左の下半分の目指す姿を御覧ください。

福岡市といたしましては、令和4年度から、大きく三つの支援体制をつくることとしております。

まず、図の上部にあります小さな黄緑の輪ですが、こちらが若者支援団体ネットワークを表しております。ネットワークの概要につきましては、資料右上の黄色の囲みの部分を御覧ください。

現在、市内で若者の支援を行っている団体は、約30団体ございまして、大変活発に様々な活動をしておられます。この団体同士がより顔の見える関係となり、支援の連携を強化することを目指し、ネットワークを設置するものでございます。

取組内容といたしましては、団体間の交流会や研修会の実施、活動内容の広報、公的機関との連携の強化などを行ってまいります。

ネットワークにつきましては、現在、団体の現状やニーズを伺いながら、規約等の調整を行い準備を進めているところでございます。

次に、左側の目指す姿の図で、緑色の大きな輪で示している部分、こちらが若者支援地域協議会を表しております。

概要につきましては、資料右中央の緑囲みの部分を御覧ください。現在、こども・子育て審議会に位置づけております協議会機能を分化しまして、福祉、教育、保健医療等の市の担当部局と、国や県における更生保護、雇用等の機関約20団体で構成します会議体を設置いたします。運営については、協議会全体の方針や課題の検討等を審議する代表者会議と、個別事案ごとの各機関の役割分担や支援方針等について具体的に協議する個別ケース検討会議、2層式で実施したいと考えております。

なお、子ども・若者施策の調査・審議につきましては、引き続き、こども・子育て審議会にお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

現在、国や県の機関を含む構成機関での準備会を開催し、協議会における個人情報の取扱いなどについて、ルール化に向けた協議等を行い準備を進めているところでございます。

また、左側の目指す姿にお戻りいただきまして、オレンジ色の四角で囲んで示している部分、こちらが若者総合相談センターを表しております。概要につきましては、資料右下のオレンジ囲みの部分を御覧ください。

若者総合相談センターの機能といたしましては、協議会の構成機関や民間の支援団体が、若者本人や家族、学校等から相談を受けた際に、当該機関や団体のみでは支援が不十分であり、ほかの機関との連携が必要な場合、あるいは、センターが直接若者や家族等から相談を受けた場合などに、その若者に必要な支援の組合せ等を検討・協議し、適切な支援につなぐコーディネート役を担ってまいります。また、社会への定着に向けた

伴走型の支援を行っていきたいと考えております。

なお、若者総合相談センターは、協議会の運営をサポートし、事務局の機能を担う組織というふうに考えております。

若者支援団体ネットワーク、協議会、センターという三つの機能がしっかり連携することによって、困難な状態にある若者への支援の輪がさらに広がっていくことを目指し、取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、資料2の説明を終わります。

○委員長 ありがとうございます。若者支援地域協議会等の支援体制づくりについて御説明いただきました。

御質問、御意見等ございますでしょうか。どうぞ、委員。マイクをお願いします。

○委員 今、いわゆる思春期から青年期に連続的に支援をつないでいくというのは、非常に意味があると思います。

実は先日、自立援助ホームに行ったときに、ここの役割が非常にですね、要するに、対象が長くて22歳ということがあって、その後のアフターケアができないと。いわゆる人的体制とかですね。そういう意味で、こういう引継ぎができる組織があればいいんだと思いますし、やっぱり支援というのは、人間関係が非常に大きな意味を持つので、そういう意味で継続的支援をする場合に、組織的な連結だけでなく、人間的な連結というのが大事だと思うんですね。それで、若者総合相談センターの構成なんですけれども、どれぐらいの人員を考えていて、そして対象児童が、例えば養護施設とか、そういう支援が必要な家庭とかの関係が、どういうふうに人間的につながることが構想されているのかなと、ちょっとお尋ねしたいなと思っております。

○委員長 ありがとうございます。若者総合相談センターの支援の引継ぎ等に関することを含めた人員等の青写真的なところはございますでしょうか。

○事務局 こども健全育成課長でございます。

若者総合相談センターの体制についてでございますが、現在、どれぐらいの人員体制で、この福岡市内における困難な状態にある若者の支援をやっていくべきかというところを、様々な角度で検討しているところでございます。

先ほど人間的なつながりも大切だという御意見がございましたけれども、確かに若者や家族の方に、寄り添う形の支援が大変重要な分野かと認識しております。ただ、このセンターで全てのそういった困難を抱える若者を対応するのはなかなか難しいとも考え

ておりますので、今申し上げましたような様々な公的機関ですとか、実際に若者に寄り添って支援をしていらっしゃる民間団体の皆様としっかり連携をし、まず、団体同士、機関同士が顔の見える関係になって、そういった連携の輪の中で支援していくというふうな仕組みをしっかりとつくっていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。委員。

○委員 これからだという話ですので、ぜひ、経験の蓄積をやって、改善していただければと思います。

○委員長 ありがとうございます。

どうぞ、委員。

○委員 今回、やっと何か待ちに待って、こういう若者を支援する団体たちで一つの協議会ができるということで、これは本当によかったなと思っているところです。

一つお聞きしたいのは、管轄は市民局になると思うんですが、かねてからお願いしていた法律に基づく再犯防止支援、この再犯防止の推進計画をたしか市民局のほうで策定準備をしていると聞いたんですが、この辺りで、若者たちのいろいろな非行の問題とかそういう部分と合わせると、こことの連携とか、まだ作成途中ですけれども、何かその辺りの情報も含めて、何か考えてあるのかどうかをちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長 ありがとうございます。事務局、どうぞ。

○事務局 市民局の防犯・交通安全課長でございます。

再犯防止推進計画につきましては、今年度の策定を目指しており、今度の12月議会で計画案を報告するようにしております。

今年度中に策定をするということで、取組を進めているところでございまして、今言われましたように、若者の非行の問題なども再犯防止の中には入ってくるところでございますので、取組を行っていることも未来局、また、そのほかの関係局、民間の協力団体、保護司の方であるとか、そういった関係機関との連携をしっかりと進めながら取り組んでいくという方向での計画をつくるようにしてございます。

今、策定段階でありまして、関係機関との連携の下、計画づくりを進めているというところでございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 じゃあ、ぜひ若者支援団体もずっと横断的にやっていくということなので、役所のほうも、ぜひ各部署の横断的な連携というのを、重ねてお願いしておきたいと思います。ありがとうございます。

○委員長 ありがとうございます。

では、委員。

○委員 もうかれこれ、子どもが低学年のときから、もう今は一番下の子は高校2年生になりまして、長くこの委員をさせていただいているなと思いながら、全部見返しているんですけども、小さなことを少しずつ、ここの会議の中で先生方とお話をしている、一つずつちょっとずつの積み重ねが、この若者支援のことに関しても、全てのことの積み重ねがこの結果になっているんだなと思って、本当にありがたく感じております。

今、結局は子どもたちの若者支援ということになってきますと、子どもたちは私たちの想像以上にSNSとか、ネットの社会に入り込んでおります。私たちよりもさらに上の上の情報力を持っていることもありますので、さらに上を想定して、もっとこういうことになってくるんじゃないかということを想定しながらやっていかないと、親である私も、もう子どもたちが何をやっているのだから、どういうサイトに、でも調べることはとても上手に調べます。だから、そういったことも想定しながらやっていかなきゃいけないのかなと、改めて思いました。こうやって意見を述べる力が変えていく力にもなるんだなと思い、子どもたちにもそれを伝えていき、こういうふう意見を述べることの大切さ、意見を聞く、意見を言う場所をつくっていただけることに、これからもお願いをしたいと思います。ありがとうございます。

○委員長 ありがとうございます。

すみません、お時間になっておりますので、すみません。ありがとうございます。

では、引き続きこの若者支援体制づくりについて、推進をよろしくお願いいたします。

報告

(2) 専門部会の開催状況について

○委員長 それでは、最後に、報告(2)「専門部会の開催状況について」、事務局より

報告をお願いします。

○事務局　続きまして、資料３の１ページ目、処遇困難事例等専門部会の開催状況につきまして、御報告させていただきます。

当専門部会は里親の認定等について必要な御審議をいただいているものでございます。

開催状況でございますが、令和２年度の開催数は１２回、諮問等の件数は４６件、令和３年度は１０月末現在で開催数は５回、諮問等の件数は２３件でございます。詳細につきましては、表に記載のとおりでございます。

裏面を御覧ください。

２の権利擁護等専門部会についてでございます。所管事項は児童養護施設等入所児童の権利擁護に関する事項及び児童虐待による死亡事例等の検証で、令和２年度の開催数は５回、令和３年度は１０月末現在で１回開催しておりまして、いずれも被措置児童についての通告があった事案について調査状況の報告を行っております。

３の教育・保育施設等認可・確認専門部会の所管の事項については、保育所等の設置に関する認可及び利用定員の設定等に関する確認でございます。

令和２年度の開催数は１回、令和３年度は１０月末現在で１回開催しておりまして、詳細については、表に記載のとおりでございます。

４の重大事故再発防止等専門部会の所管事項につきましては、特定教育・保育施設などにおける重大事故に関する事実の把握、発生原因の分析及び再発防止策の検討に関する事項でございます。

令和２年度、令和３年度１０月末現在ともに開催はございません。

説明は以上でございます。

○委員長　ありがとうございました。ただいま説明があった内容につきまして、御質問などがありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長　専門部会に関わっていただいている先生方、ありがとうございます。

その他

○委員長　では、次第の４、その他に参りたいと思いますが、何か議事、もしくは、事務局から何か、その他に類することはございますでしょうか。特によろしいですか。ありますか。大丈夫ですか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長　ありがとうございます。

ちょうど予定の時間ぎりぎり使って皆様と議論させていただきました。

今回、議題１の点検・評価もお認めいただきまして、スケジュールどおり、また、今後事務局のほうでも進めていただければと思います。

本当に、私の進行の、毎回反省するんですが、御発言の意思がおありの全ての方にマイクを回すことができなくて、大変申し訳ありません。

ただ、本当にいい、実りある会議になったかと思っております。今日はオンラインで参加いただいている先生の方も、ちょっと御不便なところがあったかと思いますが、ありがとうございました。

では、私のほうでマイクを使って進行するのはこれで切り上げさせていただこうと思います。事務局にマイクをお返しいたします。皆様、どうもありがとうございました。

閉会

○事務局 委員長、副委員長、並びに委員の皆様、本日は大変お忙しい中御出席を賜り、熱心な御議論をいただきまして誠にありがとうございました。

それでは最後に、事務連絡でございます。

本日の会議の内容につきましては、会議録を作成し、公表することとなっております。後日、会議録の内容を事前に確認いただくため、事務局よりメールまたは郵便でお送りしますので、よろしくお願いいたします。

これをもちまして、「令和３年度福岡市こども・子育て審議会」を終了いたします。本日はありがとうございました。

閉 会